

西之表市監査委員公表 第 2 3 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査〔庁外備品監査〕を実施したので、同条第 9 条の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 1 0 月 2 1 日

西之表市監査委員 日高 研一

西之表市監査委員 田添 辰郎

令和 7 年度定期監査（備品監査）結果報告書

1 監査の基準

この監査は、西之表市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査（財務監査）

3 監査の対象

別表の対象部局等に記載の施設等において、当該部局等が管理している備品（令和 7 年 8 月 31 日現在）

4 監査の着眼点

監査に当たっては、備品が適正に管理され、かつ、有効に活用されているかという観点から実施した。

5 監査の主な実施内容

西之表市監査基準に基づき、監査対象部局等に対し、あらかじめ備品に関する調べの提出を求め、現場実査において現物と照合確認を行うとともに、当該備品の管理状況等について関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

（1）実施場所

別表の対象部局等に記載の施設等

（2）実施日程

令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 17 日まで

※現場実施日は、別表に記載のとおりである。

7 監査の結果

監査に付された備品については、おおむね適正に管理されていると認めたが、その一部において、以下のとおり改善及び検討を要する事項が認められたので、留意されたい。

なお、個別事項については、監査委員による現場実査の際にも、担当職員に対して口頭により注意、指導をしているので、適切に対応されたい。

最後に、「備品」は、地方自治法第 237 条第 1 項に規定されている「物品」の一つであり、「財産」として位置付けられていることから、その管理及び運用については、地方自治法第 8 条において、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。このことを常に念頭に置き、引き続き適切な管理と有効利用に取り組まれるよう望むものである。

【改善及び検討を要する事項】

- 1 備品登録がなされていないものが見受けられたので、速やかに備品登録の手続を行うこと。(共通)
- 2 市の所有でない備品や管理主体が不明の備品が存置されていた。市の所有でない備品についても、当該備品の所有者を明示する等の方法により所管が即座に判別できるよう検討されたい。

なお、市の備品以外のものを当該施設等に置いている場合、紛失や毀損した際等に責任の所在があいまいになったり、トラブルに発展したりする可能性もあることから、その管理に当たっては十分注意されたい。(共通)

- 3 使用不能となっている備品は、速やかに廃棄の手続をとること。また、故障等により使用していない備品や故障等以外で長期間使用していない備品については、今後の利用見込みを勘案し、修繕や廃棄の可否を検討の上、整理すること。(共通)
- 4 備品の保管場所が、備品に関する調べと異なっているものが見受けられたことから、常時使用している備品については常置場所を保管場所とするよう見直しを行うこと。(共通)
- 5 榕城校区防災倉庫に保管している発電機のうちの1つを、避難所となっている老人福祉センターに置いていたが、常置するのであれば、保管場所や所管の変更の必要性について検討されたい。(総務課)
- 6 国上分団の発電機が故障し、修理中とのことであったが、その間の代替機が見当たらなかった。当該分団に必要とのことで配備されているものと考えられるが、修理中に使用する必要が生じた場合、現状では対応ができないことから、修理中の代替機の配備等の必要性について検討されたい。

また、当該分団としては、修理対応よりも入替えが望ましいとの考えもあったことから、機器の現状について当該分団の意向等も再度確認されたい。(総務課)

- 7 西京丸については、不具合が多く、事故の危険性が高いことから新船(西京丸Ⅱ)を購入しているが、現場実査日においても、当該西京丸は使用可能な状態で係留されていた。廃棄費用が予算化され次第廃棄の手続を行うとの説明があったが、新船(西京丸Ⅱ)購入時点で廃棄は当然想定されることから、本来であれば購入と同時に廃棄費用の予算化をしておくべきものである。

なお、新船(西京丸Ⅱ)購入の経緯に鑑みれば、廃棄費用の予算化がなされるまでの間は、使用禁止の表示をする等何らかの措置をしておく必要がある。(農林水産課)

- 8 鉄砲館の自動体外式除細動器(AED)が、事務室の奥に書類等と一緒に保管されていた。AEDの設置場所については、施設内のアクセスしやすい場所に設置されていることが望ましく、また、施設利用者にもAEDの設置場所の表示が分かりやすくなっていることが望ましいとされていることから、AEDの設置場所について検討されたい。

なお、設置場所の検討に当たっては、令和元年5月17日付け厚生労働省医政局長通知により情報提供されている「AEDの適正配置に関するガイドライン」等も参考にされたい。(社会教育課)

- 9 同一物品（例えば、ホワイトボード、時計、受付印など）であっても、備品登録されている部署もあれば、備品登録されていない部署もある。これは、現行の西之表市物品会計規則における備品の定義と改正前の西之表市物品会計規則における備品の定義との相違（改正前の備品は、購入価格又は取得価格が5,000円以上のもの）によるものと推察されるが、備品管理において疑義が生じ得る余地があることから、職員への負荷がかからない範囲で共通した登録となるよう見直しや運用等が可能か検討されたい。（財産監理課）

別表

期日	対象部局等	
令和7年10月1日	総務課	市民会館、消防署、消防分団、防災倉庫
	地域支援課	市民会館、こうのみね館、校区公民館、伊関ふれあい交流館
	経済観光課	市民会館、能野海水浴場
	健康保険課	保健センターすこやか
	社会教育課	市民会館、青少年ホーム、城の浜公園
令和7年10月2日	経済観光課	インフォメーションセンター、まちなか交流施設、浦田海水浴場、安納活性化センター、開発総合センター、旧榕城中学校、古市商店
	財産監理課	旧榕城中学校
	社会教育課	市営球場、市営プール、市営グラウンド、天倫館、テニスコート、美浜グラウンド、開発総合センター、埋蔵文化調査室
	地域支援課	短期滞在型住宅、現和物産館、立山小学校、立山公民館
	選挙管理委員会	旧榕城中学校
	学校教育課	旧榕城中学校
	教育総務課	旧榕城中学校、スクールバス駐車場、立山小学校
	福祉事務所	榕城児童クラブ、子育て支援センター、風本児童クラブ、古田っ子クラブ
令和7年10月3日	農林水産課	地方卸売市場、農業振興公社、営農拠点施設、自給飼料供給センター、西京ダム
	社会教育課	あっぱ〜らんど、図書館、市民体育館
	建設課	立山漁港、フラワーセンター
	財産監理課	市民体育館